

秦野カントリークラブ 会則

第1章 総 則

- 第1条 (名称)
本クラブは、秦野カントリークラブ（以下「クラブ」という。）と称する。
- 第2条 (組織)
クラブは、クラブの会員をもって組織する。
- 第3条 (目的)
クラブは、パシフィックゴルフマネジメント株式会社（以下、「会社」という。）が運営するゴルフ場（秦野カントリークラブ）とその附属施設を利用して、健全なゴルフを通じて会員相互の親睦と健康の増進を図るとともに、会員の権利を守ることを目的とする。
- 第4条 (事業)
クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) ゴルフ競技会の開催
(2) ハンディキャップの付与
(3) ルール、エチケット・マナーの普及、指導
(4) 会報の発行
(5) その他クラブの目的を達成するための事業
- 第5条 (事務所)
クラブは、クラブの事務所を施設内に置く。

第2章 会 員

- 第6条 (会員の種類)
クラブの会員の種類は次の通りとし、会員は、会員の種類に応じ、ゴルフ場とその附属施設を優先的に利用する権利（プレー権）が保証される。
(1) 特別会員
(2) 正会員（個人会員、法人会員）
(3) 平日会員（個人会員、法人会員）
(4) 週日会員（個人会員、法人会員）
- 第7条 (特別会員)
特別会員は、クラブのために特に功労があった者で、会社及び理事会が推薦し決定する。その資格を譲渡することはできない。
- 第8条 (正会員)
正会員は、個人及び法人とし、所定の入会手続きを行い、会社及び理事会の承認を得た者とする。
なお、正会員が法人の場合は、法人に代わり会員資格を行使する個人（以下「登録者」という。）1名を会社に登録しなければならない。但し、登録者は会社が定める手続により会社が登録者の資格を承認した者とする。
- 第9条 (平日会員)
平日会員は、個人及び法人とし、所定の入会手続きを行い、会社及び理事会の承認を得た者とする。なお、平日会員が法人の場合は、法人に代わり会員資格を行使する登録者1名を会社に登録しなければならない。但し、登録者は会社が定める手続により会社が登録者の資格を承認した者とする。
2. 平日会員は、日曜、祝祭日、同振替休日及びゴルフ場の休場日を除く平日に利用することができる。
- 第10条 (週日会員)
週日会員は、個人及び法人とし、所定の入会手続きを行い、会社及び理事会の承認を得た者とする。なお、週日会員が法人の場合は、法人に代わり会員資格を行使する登録者1名を会社に登録しなければならない。但し、登録者は会社が定める手続により会社が登録者の資格を承認した者とする。
2. 週日会員は、土曜、日曜、祝祭日、同振替休日及びゴルフ場の休場日を除く平日に利用することができる。

第11条（年会費）

会員は、別に定める年会費を前納しなければならない。但し、特別会員は免除する。

第3章 入会及び退会

第12条（入会）

クラブへ入会しようとする者は、別に定める入会手続きを行い、会社及び理事会の承認を得るものとする。

2. 会員には、会員の種類ごとに会員資格を証する会員証券、会員証を発行する。

第13条（譲渡）

会員は、会社及び理事会の承認を得て会員資格を譲渡することができる。

2. 譲渡の場合、譲受人は、別に定める名義書換料を納入しなければならない。
3. 法人会員は、会社及び理事会の承認を得て登録者を変更することができる。この場合、法人会員は別に定める名義書換料を納入しなければならない。

第14条（相続）

会員が死亡した場合、別に定める手続きにより、相続人のいずれか1人のみはその資格を継承することができる。

第15条（退会）

会員がクラブを退会しようとするときは、書面をもって会社及び理事長に届け出るとともに会員証券、会員証を返還しなければならない。但し、クラブに対する諸支払いを完納しなければ退会することはできない。

第16条（休会）

会員は、別に定める事情がある場合、会社及び理事会の承認を得て、一定期間の休会手続きをとることができる。

2. この場合、休会期間中は会員の権利を休止し、年会費を減免することができる。

第17条（懲戒）

会員が次の各号の一つに該当するときは、会社及び理事会の決議により、会員に対して注意、一定期間会員の権利停止または、除名の処分をすることができる。

- (1) 年会費その他の諸支払を3ヵ月以上滞納し、催告を行っているにもかかわらず支払を怠っているとき。
- (2) クラブの名誉を毀損し、または秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) 会則その他諸規則に違反したとき。

2. 除名処分を受けた会員は、会員証券、会員証を没収され、また既納の年会費等の返還を請求することができない。

第18条（会員の資格喪失）

会員は、次の場合にはその資格を失う。

- (1) 譲渡
- (2) 退会
- (3) 死亡（法人にあっては解散）
- (4) 除名
- (5) 法人登録会員が法人より登録を抹消されたとき。

第19条（暴力団の追放）

会社は、暴力団員およびその関係者等の反社会的勢力をクラブへ入会させない。

2. クラブは、暴力団員およびその関係者等の反社会的勢力がプレーすることを禁止する。
3. 会員は、暴力団員およびその関係者等の反社会的勢力を同伴又は紹介してはならない。

第4章 役員

第20条（役員）

クラブに、次の役員を置く。

理事20名以内

2. 理事のうち、1名を理事長とする。
3. 必要に応じ、常務理事若干名を置くことができる。
4. 役員は名誉職とし、無報酬とする。

第21条（選任）

理事は、会員及び会社・運営会社の役職員の中から会員総会で選任する。

2. 理事は互選により、理事の中から理事長を選任する。
3. 常務理事は、理事長が指名する。

第22条（職務）

理事長は、クラブを代表し会務を統括する。

2. 理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会で定めた順序に従い、常務理事または理事が職務を代行する。
3. 常務理事は、理事長を補佐しクラブの会務を執行する。
4. 理事は、理事会を構成し、会則に定められた事項を審議し決定する。

第23条（任期）

役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または在任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第5章 理事会

第24条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第25条（開催及び招集）

理事会は、定時理事会と臨時理事会とし、理事長が招集する。

2. 定時理事会は、1年に2回、2月と8月に定期的に開催する。
3. 臨時理事会は、必要に応じ開催する。
4. 理事の3分の1以上から理事会開催の請求があったとき、理事長は理事会を招集しなければならない。
5. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって7日前までに通知しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。

第26条（常務理事会）

理事会での会運営の円滑化を図るため、及びゴルフ場運営の諸事情の諮問に答えるために、常務理事会を設置する。

2. 常務理事会は理事長、常務理事、総務委員会委員長、支配人、事務局員で構成する。
3. 定時理事会、臨時理事会にかかわらず、各委員会からの議案は、理事会14日前までに総務委員会委員長または、事務局に提示されて、総務委員会を経て、常務理事会で事前審議の上、理事会に提案される。

第27条（機能）

理事会は、会則に定められた事項のほか、次の事項を審議し決定する。

- (1) クラブの運営に関する基本事項
- (2) クラブの運営に関する諸規則の制定、改廃
- (3) 会員総会の招集並びに会員総会への提案事項
- (4) 各種委員の選任
- (5) その他クラブの運営に関する重要事項

第28条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第29条（定足数）

理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

第30条（議決）

理事会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第31条（議事録）

理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長及びその会議で選任された議事録署名人が記名、捺印しなければならない。

第6章 分科委員会

第32条 (分科委員会の種類と役割)

理事会は、クラブの運営を円滑にするため、次の分科委員会を設置する。

(1) ハンディキャップ・キャディ委員会

ハンディキャップの決定及び変更に関する事項及びキャディの教育、指導、監督及び厚生に関する事項を担当する。

(2) エチケット・フェローシップ・クラブライフ環境委員会

会員相互の親睦、エチケット等の普及・向上、会報の発行に関する事項及び、クラブハウス等施設の維持管理、並びに食堂等に関する事項を担当する。

(3) コース委員会

ゴルフコースの維持管理、保護及び改良並びに練習場の維持管理に関する事項を担当する。

(4) 競技委員会

競技の運営、競技記録の作成保管、競技規則及びローカル・ルールの制定、変更に関する事項を担当する。

(5) 総務委員会

クラブの運営に必要な基本的事項の企画、調整及び入会、資格譲渡に関わる資格審査並びに他の分科委員会に属さない事項を担当する。

第33条 (委員)

各分科委員会に委員長1名、副委員長及び委員を委員長が担当委員会の責務を全うするに必要と思われる人材、人数をもって理事会に諮ったうえで置く。

2. 各委員の選任については、委員長は理事の中から適当と思われる人材を理事長が任命し、副委員長・委員は会員の中から担当分科委員会委員長が推薦し理事会の承認をもって理事長が委嘱する。
3. 各委員についてその任に堪えないと判断された場合には、委員長について理事長が、副委員長・委員については担当分科委員会委員長が理事会の承認をもってその任を解く。
4. 委員長、副委員長、委員の任期は2年とし、期の途中で就任した場合には、次の改選時までが任期となる。但し、再任を妨げない。

第34条 (招集等)

各分科委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2. 各分科委員会の決議事項は、理事会に報告するものとする。

第35条 (議事録)

分科委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、委員長及びその委員会で選任された議事録署名人が記名、捺印しなければならない。

第7章 会員総会

第36条 (構成及び議決権)

会員総会は、クラブの会員をもって構成する。また、その議決権の数は会員1名につき1個とする。

第37条 (開催及び招集)

会員総会は、審議事項が生じたときに、理事長が招集する。なお、理事長が特別に認めた場合は、会員に書面表決をもって会員総会に代えることができる。

2. 会員総会を招集するときは、総会の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに会員に通知しなければならない。

第38条 (付議事項)

会員総会は、理事会より付議された次の事項を審議、決定する。

- (1) 理事の選任
- (2) 本会則その他重要規則の制定、改廃
- (3) その他本クラブの運営に関する重要事項

第39条 (議長)

会員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

第40条 (議決)

会員総会の議事は、会則に別段の定めがある場合を除き、出席会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の

ときは、議長の決するところによる。

第41条（書面表決等）

やむを得ない理由のため会員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、議決の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。
3. 理事会において書面表決となった議案の議事は、第40条の規定に準ずるものとする。

第42条（議事録）

会員総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長及びその総会で選任された議事録署名人が記名、捺印しなければならない。

第8章 個人情報の取扱い

第43条（個人情報の取扱い）

会社は、公表している「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に基づいて会員の個人情報を取扱うものとする。

2. 前項の規定に関わらず、会員が会員契約代行者（以下「代行者」という。）を介して保有会員権の照会を受けたときは、会社は当該会員の同意を得ることなく当該会員の個人情報を代行者に開示することができるものとする。

第9章 会則の変更

第44条（会則の変更）

この会則は、会員総会において、出席会員の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。但し、軽微な事項については、理事会で変更することができる。

第10章 事務局

第45条（設置等）

クラブ業務を処理するため、会社内に事務局を設置する。

2. 事務局の設置及び運営に関し必要な事項は理事長が別に定める。

第46条（費用）

クラブ運営に要する全ての費用は、会社が負担する。

第47条（備付書類）

事務局には、常に次に掲げる書類を備えておかななければならない。

- (1) 秦野カントリークラブ会則及び同細則並びにゴルフ場利用約款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事会、分科委員会及び会員総会の議事録

第11章 補則

第48条（委任）

この会則に定めるもののほか、クラブの運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則 本会則は昭和45年1月1日より施行する。

改正 平成9年11月25日

平成15年3月29日

平成18年6月24日

平成26年4月19日